

## 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

(建設副産物の適正処理)

**第1条** 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

(建設副産物の利用)

**第2条** 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

(建設副産物の搬出)

**第3条** 建設副産物のうち、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の搬出については、設計書に指定する方法により適切に再資源化施設へ搬出すること。建設発生土及びその他の建設副産物については法令等に準拠し適切に搬出すること。

なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、別添「建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」によること。

(再生資材の利用)

**第4条** 請負者は、別表1の資材の使用に際しては再生資材を使用すること。

2 再生資材の品質に関しては、使用に際し舗装再生便覧[(社)日本道路協会発刊]や、コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

**第5条** 請負者は、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)

**第6条** 請負者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

2 請負者は、工事完成時に、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出しなければならない。

3 請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。

(再資源化等報告書)

**第7条** 請負者は、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-1-17の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

[参考]

・COBRIS[コブリス]:建設副産物情報センター(JACIC)のホームページから利用が可能(有料)

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

別表 1

資材名	再生材の種類	使用箇所
再生加熱アスファルト 混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm 又は 13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する 場合には使用しない。)
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で 行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25) (HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用 する。
	再生砕石 (RC-40) (RC-30)	構造物の基礎材及び裏込め 材等に使用する。 仮道、工事用道路の敷砂利等 に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	電線共同溝工事及び下水道 工事の管路埋め戻し材に使用 する。